

宣旨と綸旨

東アジア比較古文書学の視点から

川尻秋生

Senji and Rinji: Perspectives on East Asian Comparative Paleography

KAWAJIRI Akio

はじめに

① 宣旨

② 綸旨

おわりに

【論文要旨】

本稿では、宣旨および綸旨について、日唐の比較を行った。筆者は、東アジア古文書学の必要性を感じ、日本の公式令に規定されない様式の文書について検討を加えてきたが、本稿はその一貫である。宣旨は中国に起源を持ち、天皇の口頭に用いる語として大宝令に規定されたが、天皇固有という意味合いは次第に薄れ、口頭との関係のみが残された。

また、奉勅上宣太政官符は、唐の政事堂（中書門下）での合議結果を、宰相が皇帝

に上奏した奏状の文言を模倣したもので、藤原仲麻呂の唐風化政策のなかで成立したのではないかと見た。一方、綸旨も、中国では皇帝の命という意味の普通名詞であったが、それが入唐僧や仏教関係の文書を通して日本へもたらされた。当初は、天皇の命という意味ではなかったが、後にその機能は変化し、天皇の命を藏人が奉書に記すという機能が追加され、中世的綸旨に転成していったと考えた。

【キーワード】 宣旨、奉勅上宣太政官符、綸旨、東アジア比較古文書学、日唐比較

はじめに

日本の歴史学には、古文書学という学問分野があり、明治以来、日本史研究を志す者は必ずと言ってよいほど、学ぶこととされている。したがって、現在に至るまで、絶え間ない研究が継続している。

この研究分野を牽引してきたのは中世史であると言っても過言ではない。古文書学を日本に導入した黒板勝美⁽¹⁾、古文書学を体系化した相田二郎⁽²⁾、そして現在の到達点とされる佐藤進一⁽³⁾に至るまで、一貫として中世史研究者がその責を担ってきたと言える。

一方、古代史分野の文書研究としては、公式令が中心となる。ただし、古代史では、平安中期以降を除けば、正倉院文書など、特殊な事例以外、文書そのものが残されることはそれほど多くないから、様式の研究が中心とならざるを得ない。

他方、日本の公式令は、隋・唐代の公式令に範を求めたため、日唐の比較という点から、詔・勅・移・牒などについては、詳細な比較が行われてきた。ここで、中世古文書学に目を移せば、古代の文書を参照する場合、中世に残る文書様式のみが、公家様文書と言う範疇で検討対象となる。

こうした状況に対して、古代古文書学を提唱したのが、早川庄八であった。早川は、木簡をはじめ、日唐の比較を含む広い視野から古代の文書について研究し、最終的には宣言に関する専著を公刊したうえで、古代古文書学の必要性を説くことになった。⁽⁴⁾

ここで注目すべきは、早川の特徴として、宣言に代表されるように、文書主義の背後に存在した口頭の世界に着目したことである。⁽⁵⁾その後、文書行政と口頭政務の関係性については研究が積み重ねられ、実態を含めて大きな成果を生み出した。⁽⁶⁾

こうしたなか、筆者も古代古文書学の必要性を感じ、論考を発表し

⁽⁷⁾た。内容については、後に略述することになるが、筆者の問題関心について、あらかじめ述べておきたい。

中世古文書学においては、古代に遡るいくつかの様式、すなわち、御教書、宣言、綸旨などについて、その起源を明らかにしようとする傾向は弱い。もちろん、中世古文書学にとって起源の問題は、さほど重要でないとは認識されているのかも知れないが、そうだとすると検討する価値があると考えられる。

一方、古代史側では、公式令所載の文書様式について、日唐比較を行ってきたために、日本の公式令に掲載されていない様式の文書については関心が薄く、日唐の比較がおざりにされてきた。その原因は、公式令に規定がない場合、『令集解』などの注釈書が使用できないこと、日唐の個別具体的な史料の比較を行う必要があること、事例の収集を含めて、多大の労力を必要とすることに求められる。

もう一つの視点は、東アジアにおける比較古文書学の問題である。これまでの文書の比較については、すでに述べたように、古代史では日唐の比較にほぼ限定されていた。しかし、近年、日韓の木簡研究が進展したため、文書様式においても、七世紀には朝鮮半島の影響が強かったことが指摘されるようになり、具体的には牒の比較が進んでいる。⁽⁸⁾

また、今更指摘するまでもなく、朝鮮半島諸国が中国王朝の影響を受けていることからすれば、影響の強弱はあったとしても、日本と朝鮮とは兄弟関係にあったとも言える。つまり、文書名や様式を比較すれば、それぞれの国の特色が抽出できる可能性が生じるのである。

さらに、他の東アジア諸国も中国の影響を広く受けたことを考えれば、こうした比較史的検討は朝鮮のみならず、他の国々とも可能になることが予想される。

このような研究の実践は、今後の課題になるが、本稿では以上の認識の下に、宣言と綸旨を対象として、検討を行うことにしたい。

① 宣旨

1 中国の宣旨

まず、確認しておきたいのは、中国の史料にも「宣旨」という用語がしばしば見えることである。さらに遡ることはできるが、『隋書』から例をあげておこう。⁽⁹⁾ 卷八十四、列伝四十九、北狄には次のようにある。

是日、将_レ高麗使人_一見、勅令_二牛弘宣旨_一謂_レ之曰、「朕以_二啓民誠心奉国_一、故親至_二其所_一。明年当_レ往_二涿郡_一。爾還日、語_二高麗王知宜_一早来朝、勿_中自疑懼_上。存育之礼、当_レ同_二於啓民_一。如或不_レ朝、必将_二啓民_一巡_二行彼土_一。」使人甚懼。啓民仍扈從入_レ塞、至_二定襄_一、詔令_二歸藩_一。

勅を牛弘に下し、彼は高句麗の使者に対して「宣旨」を伝えた。また、卷七十四、列伝第三十句、酷吏、崔弘度には、

煬帝即位、河南王為_二太子_一、帝將_レ復_二立崔妃_一、遣_二中使_一就_二第宣旨_一。使者詣_二弘昇家_一、弘度不_レ之知也。使者返、帝曰、「弘度有_二何言_一。」使者曰、「弘度称_レ有_レ疾不_レ起。」帝默然、其事竟寢。弘度憂憤、未_レ幾、卒。

とあり、煬帝は、即位後、中使（宮中からの使者）を邸宅に遣わし、宣旨を伝えている。

今、中華書局標点本に基づいて掲載したが、鍵括弧が用いられていることから明らかのように、いずれも皇帝の口頭による命令と連動して宣旨という語が使用されていることが特徴としてあげられる。

次に唐代の例を見てみよう。『旧唐書』卷十七上、本紀第十七上、文宗上、大和二年（八二八）条には、

五月乙酉朔。丁巳、命_二中使_一於_二漢陽公主及諸公主_一第_二宣旨_一「今後

毎_レ遇_二对日_一、不_レ得_二広插_二釵梳_一、不_レ須_レ著_二短窄衣服_一。」

とあり、皇帝の命を受けた中使が公主の邸宅に赴き、服飾の禁制に関する宣旨を伝えている。もう一つ例をあげる。『旧唐書』卷百三十九、列伝第八十九、陸贄伝である。

贄知政事、請_二許台省長官自薦属官_一、仍保任之、事有_二曠敗_一、兼坐_二举主_一。上許_レ之、俄又_二宣旨_一曰「外議云、『諸司所_レ举、多引_二用親党_一、兼通_二賂遺_一、不_レ得_二実才_一。』此法行_レ之非_レ便、今後卿等宜_二自選_レ、勿_レ用_二諸司延薦_一。」

名宰相として知られる陸贄が知政事の時、省台の長官が自らの属官を下僚に任じたことについて、政治が腐敗していると、陸贄が皇帝に奏上すると、皇帝はその他の意見を聞きつつ禁制の宣旨を下したのである。

隋代と同じく、宣旨は皇帝の口頭と深く関わる事がわかる。つまり、宣旨は、王言の種類ではなく、口頭を強調した王言一般を示す用語ということになる。この点は、「口宣」「宣」が、いずれも皇帝が口頭を用いるときの表現であるとの先行研究とも一致する。⁽¹⁰⁾ もう一つの特徴は、隋代と同じく、「宣旨す」ないし「旨を宣す」のように、動詞として読むことも可能な点である。この点も口頭と結びついていたことと、無関係ではあるまい。この他の宣旨を含む史料をみても、ほぼ同様の傾向がうかがわれる。

早川は、日本の宣旨を検討する中で、もともとの日本の宣旨は文書に限定されず、口頭を含むものであったという重要な事項を明らかにしたが、それは中国に遡る性格であったことになる。

ただし、中国の宣旨が皇帝に限られるという点は、早川をはじめとするこれまでの日本の宣旨に対する見解とは異なる。確かに、日本の宣旨を俯瞰すると、天皇に限定されないことは明白であるが、実は、いくつかの宣旨研究では、天皇に関わるとの見解も存在するのである。天皇と宣旨の関係については、後にもう一度検討することにした。

2 高麗の宣旨

高麗でも国王の命令に宣旨を用いていたことが指摘されているが、もう少し詳しく見てみよう。

『高麗史』卷二十八、世家、忠烈王一 忠烈王元年（一二七五）十月庚戌条には、

王之未_レ為_レ王也、不_レ称_二太子_一而称_二世子_一、国王之命旧称_二聖旨_一、今称_二宣旨_一、官号之同_二於朝廷_一者、亦其比也。

とあり、事元期には、元皇帝の娘の降嫁を受け、太子と称さず世子と称していたこと、国王の命はもと聖旨であったが、現在は宣旨と称していたとする。

ところが、卷二十八、世家卷第二十八、忠烈王一 忠烈王二年三月甲申条には、

達魯花赤詰_レ之曰、称_二宣旨_一、称_レ朕、称_レ赦、何僭也。王使_下僉_二議中賛金方慶・左承宣朴恒_一解_レ之曰、非_二敢僭_一也。但循_二祖宗相伝之旧耳_一。敢不_レ改焉。於是改_二宣旨_一曰_二王旨_一、朕曰_レ孤、赦曰_レ宥、奏曰_レ呈。

と見え、翌年、ダルガチの詰問により、宣旨・朕・赦が僭称ではないかと問題となり、結局、宣旨を王旨、朕を孤、赦を宥、奏を呈に変更したという。元側の論理では、宣旨は中国皇帝のみが使用できる王命で、諸侯王が使用してはならないことになる。つまり、元との服属関係により、高麗の王命表記が変化したのである。この一件は、中国王朝の宣旨観をよく示している。また、聖旨よりも宣旨の方が王言としては格下であったと認識されていた点も読み取れる。

一方、卷十三、世家卷十三、睿宗二、四年（一一〇九）五月庚戌条には、
下_二宣旨_一曰、「朕以_二涼徳_一、謬_二御三韓_一、于_レ今五載。然政不_レ足_レ綏_二百姓_一、威不_レ足_レ制_二多方_一、故宵旰憂_レ勤、未_二敢違安_一。」

卷二十六、世家、卷第二十六、元宗二、元宗五年（一二六四）七月己亥条にも、

宣旨曰、「自_二祖聖_一以来、全仗仏教密護延基、夫仁王般若偏為_二護国安民_一、最勝法文、如_レ経所_レ説百師子等法宝威儀乃道場之忌具也。」などとある。高麗でも、宣旨と口頭との関係がうかがわれる事例であるが、全体的に高麗の宣旨の用例を見渡した場合には、口頭との関係を強調することは難しいように思われる。

高麗の場合、宣旨を王命として使用していた。これは中国の王命としての機能を継承していたことになる。しかし、元王朝との関係の上で、諸侯王の立場を強いられるようになると、宣旨の名称を変化させなければならなかった。こうした王命の名称変化は、高麗初期において宋王朝との関係から、詔から教へと変化したことと同様である。

3 日本の宣旨

日本の宣旨については長い研究史があるが、すでに述べてきたように、現在の到達点は早川庄八によるものである。ところが、日唐の比較にこだわってきた早川であるが、こと宣旨については、中国の事例に言及していない。

この原因は、早川の著書を通覧すれば明らかのように、問題関心が日本の古文書学中の宣旨、言い換えれば中世の宣旨を出発点にし、その命令伝達過程、そして機能を解明することに重きが置かれていたこと求められるであろう。早川は宣旨が口頭に関わり、文書に限定されないと重要な指摘を行ったが、中世文書としての宣旨研究からさほど離れていなかったと言え換えることもできる。こうした点を確認したうえで、天皇と宣旨の関係について考えてみよう。

まず、指摘しておきたいことは、初期の研究においては、宣旨と天皇の関係が指摘されていたことである。相田二郎は「外記弁官から更にそ

の勅旨を伝宣する為に出す文書を宣旨と申した」とした。⁽¹⁵⁾ この点は、佐藤進一の古文書論にも引き継がれている。⁽¹⁶⁾

一方、宣旨が勅旨に限られたものではなかったとする見解は、土田直鎮が「宣旨には、大別して奉勅と上宣との二種がある」と明確に指摘し、以降、おおむねこの見解を踏襲している。⁽¹⁸⁾

筆者も、宣旨全体を俯瞰した場合、この見解に異を唱えるつもりはない。しかし、宣旨と口頭との関係が中国に遡るのであるならば、律令の編纂者が皇帝と宣旨の関係を知らなかったとはいささか考えがたい。そこで、もう一度、天皇との関係から見直す必要があるように思われる。以下で検討してみたい。

管見のかぎり、「宣旨」のもっとも古い用例は令文にある。養老職員令2太政官条には、

太政大臣一人

(中略)

左大臣一人。(中略) 大納言四人。掌、参議庶事、敷奏、宣旨、侍従、献替。

(中略)、少納言三人、掌、奏宣小事。(後略)

とあり、大納言は天皇に奏上し(敷奏)、天皇の命を宣告する(宣旨)との職掌がみえる。この場合は、参議・敷奏・宣旨・侍従・献替ともに動詞として読むべきであろう。

これと同文が、大納言の人数を削って中納言を新設した『続日本紀』慶雲二年(七〇五)四月条や『類聚三代格』卷四、加減諸司官員并廢置事、慶雲二年四月十七日勅に見えるから、大宝令に存在したことが裏付けられる。

一方、少納言は、小事を奏宣することが見られるが、同様に宣は、公式令1詔書条に、「中務卿位姓名宣」とあり、この場合の「宣」とは天皇の命を伝えることを意味する。

また、後宮職員令4内侍司には、

尚侍二人。掌、供奉常侍、奏請、宣伝。檢校女孺、兼知内外命婦朝参、及禁内礼式之事。(後略)

と見え、内侍司の尚侍の職掌に、「供奉常侍、奏請、宣伝」がある。いずれも天皇との関係にかかわる行為であるから、「宣伝」とは内侍宣のように、天皇の命を伝えることを意味する。

さらに、公式令3中務条の古記は「宣、々出也。旨、詔勅旨也。為三事、為非也」とし、天皇の意思を宣することが宣旨であると解している。

日本の宣旨と口頭の関係が中国に起源を持つことからすれば、中国において「宣旨」や「宣」が皇帝に限定されていたという点が知られていなくても不思議ではない。「参議」はともかく、「敷奏、宣旨、侍従、献替」がいずれも大納言(中納言)と天皇の間の行為であったことは明白であろう。

このような知識をもって、『朝野群載』卷二十一、凶事には、天平九年(七三七)六月の天然痘の大流行時、典藥寮が疱瘡の治方を勸申した史料を見てみよう。

典藥寮勸申 疱瘡治方事

傷寒後禁食

(中略)

右、依二 宣旨 勸申。

天平九年六月 日 頭

後世の史料集に収められ、また、転写の問題もあるので、闕字の存在は絶対とは言えないが、⁽¹⁹⁾この場合の宣旨の主語は天皇だったのでないか。実は、正倉院文書などに宣旨の語が主として見られるようになるのは天平勝宝年間以降である。奈良時代前半の宣旨はあまり残っておらず、天平九年の事例は珍しい。もちろん、偶然、天皇の宣旨であった可能性も排除できないが、事例は少ないながら、大宝令施行からさほど時間が

経過しない時期には、令文どおり、天皇と宣旨の関係が理解されていたのではあるまいか。

実は、令文上の宣旨や宣が、天皇と深く結びついているのではないかということは、すでに今江広道によって予感されていた⁽²⁰⁾。そして、早川はこの考えを推し進め、令文上の宣旨や宣を検討し、初期の宣旨は「旨を宣す」と読んだであろうこと、勅命にかかわる語であったことを指摘した。宣旨を動詞として読んだことは中国と同じである。

この点を筆者なりに言い換えるならば、大宝令の編纂者たちは、中国の宣旨や宣が口頭と深く結びついていただけでなく、皇帝に付属したものであったという点をよく理解しており、それを大宝令文上に反映させたということになる。当初、宣や宣旨に関して、日本でも中国的と同様の位置づけを想定したのであろう。

だが、その目論見は外れることになる。八世紀後半以降には、宣旨は天皇に限定されない人々の口頭表現となっていた。奈良時代の「宣」が多様な性質を持つていることについては、吉川真司氏の研究に詳しい⁽²¹⁾。例えば、「越前国使等解」には、次のようになる。

越前国使等解 申勘定桑原庄所雑物并治開田事

(前略)

以前、被^二寺家去九月十五日口宣^一稱、彼所^一公文者、国史生安都宿禰雄足、与^二足羽郡大領生江臣東人等^一共勘定署名進上仰既畢。何故去八九歳、公文田使會禰連乙万呂一人耳署名進上。此不^レ理。仍還却如^レ件。宜^下承^二知状^一、与^二上件人等^一勘^二定署名^一、早速進上^上者。謹依^二宣旨^一、当年地子并田並雜物勘定、去七八九箇年公文副^二附寺家舍人粟田人麻呂^一、謹申送。以解。

天平宝字元年十一月十二日 專当田使會禰連乙万呂

(後略)

天平宝字元年(七五七)、越前国に派遣された東大寺の使者の上申文

書であるが、「寺家去九月十五日口宣」とは、東大寺の九月十五日付けの口頭による命令で、「謹んで宣旨に依り」がこの口宣を指すことは明らかである。中国では「口宣」という表記も皇帝の口頭命令を指すが、この場合はまったく異なっている。こうした中国とは異なる宣旨が、八世紀後半以降、実例として数多く見られるようになる。令文上の宣旨や宣と実態には大きな乖離が存在したのである。

一方、太政官符の中には、「奉勅」の文言を持たずに「右大臣宣」などと、宣者のみを記すもののがかなりたくさんある。これは上宣太政官符と呼ばれるが、「弘仁格式序」には、

已經^二奉勅^一者、即載^二本文^一別編為^レ格、或雖^レ非^二奉勅^一、事旨稍大者、奏加^二奉勅^一因而取焉。

とあり、非奉勅の太政官符は効力として奉勅を経たものより劣るために、「弘仁格」を編纂する際に、別に奉勅を経たことが記されている。「宣」が天皇に限定されなかったことが明確にわかる。

それでは、なぜ、日唐間でこのような差が生まれたのであろうか。当然のことながら、日本では宣旨という概念がもとも存在しなかった。したがって、天皇と宣旨の関係についての認識が広く行き渡らなかつたのであろう。さすれば、否応なく、ここには「陰の主語」の問題が生じることになる。陰の主語とは、次のようなことを意味する。例えば、天皇の宣・宣旨を奉^{うけたま}わったAという人物がBという人物に伝えた場合、直接の主語はAであるが、その背後には天皇の存在がある(陰の主語)。Bがその状況を理解していたならば、陰の主語が天皇であると認識できるが、そうでなければ、Aのことばとして処理してしまう。こうした宣旨の伝達が伝言ゲームのように繰り返して行われれば、陰の主語の存在は忘れ去られることになる。

中国や高麗では、「聖旨」という表現があり、主語が皇帝・王であることを明示する場合がある。「旨」とはもともと皇帝のことばの意味も

あり、日本でも主として十世紀後半以降、「聖旨」という文言が出現するが、それまではあまり見られない。もちろん、正倉院文書に見える「内裏宣」の如き事例もあるが一般的ではない。こうした主語を明示しない慣行が、日本における宣や宣旨の多様性を生んだのではなからうか。

関連して、日本では、天皇の存在を前面に出さない慣習があった。これもまた、主語を明示しないことと連動し、宣や宣旨が天皇のことばに限定されなくなった遠因になったのではなからうか。

日本の宣旨は、中国の宣旨の二つの特徴のうち、主として口頭という機能を継受したことになる。

4 宣旨と格

『顕戒論縁起』巻上、延暦二十四年（八〇五）九月十六日付け、治部省牒には、「今、被_レ右大臣宣_一、併、奉_レ勅、入唐受法僧二人、宣_レ令_下所司各与_二公驗_一、弥勤_二精進_一、興_二隆仏法_一、擁_二護国家_一、利_中衆群生_上者、依_二宣旨_一奉行、如_レ右。」とあるが、通常は「依_レ宣奉行、如_レ右」とすべき所を、「宣旨」と表現している。

『類聚三代格』の如き編纂史料の場合、このような不統一はほとんど見られないが、生もしくは生に近い史料では、このような例が複数見られる。宣と宣旨が同一の意味で混用された場合があったことがよくわかる。おそらく、編纂史料では編纂時に字句の統一化がなされたのだろう。

もう一つ、宣旨に関して指摘しておきたいことは、宣旨は「格」に収められなかったのではないかということである。『類聚三代格』巻八、調庸事には、次のような例がある。

左大臣宣、奉_レ勅、大宰府所_レ貢調綿、毎年限_二三月以後七月以前_一、海晏之時必令_二進上_一。自今以後、永為_二恒例_一。

神護景雲三年三月廿四日

この史料について、『弘仁格抄』巻上、格巻五には（民部上）、

勅為_二宣下_一歟。

神護景雲三年三月廿四日

とある。勅とはあるものの、「宣下」すなわち宣旨かというのである。このように『弘仁格抄』に記したのは、太政官符の語や事書がないためである。同様に、巻二十、断罪贖銅事、延暦十六年六月十七日付けの史料について、『弘仁格抄』巻下、格巻十（雑格）では「勅宣下歟」とする事例がある。やはり、太政官符の語や事書がない。

しかし、「為_二宣下_一歟」のような書き込みは、もともとあったものではなく、「弘仁格抄」を写した九条道教の書き込みである。²⁴太政官符として形式的に不備があったため、道教が不審に思っ書き加えたものと推測される。

実は、『類聚三代格』の中には、このように事書を持たない官符が存在する一方、明確な宣旨と見なせるものは存在しない。もちろん、官符と宣旨は形態が似ているところもあるため、判別が難しいところもあるが、三代の格（『類聚三代格』）に収められた様式は、詔・勅・太政官符・太政官牒・太政官奏・太政官宣・令旨などに限られる。

もしこの推測が的を射ているとするならば、宣旨は、様式としては官符などと比較して、簡易的なものと考えられていたのではなかったのか。あるいは、口頭という要素が作用した可能性もある。また、官符の土台として作成された宣旨も知られている。

5 奉勅上宣太政官符の原形

『類聚三代格』などを見ると、奉勅上宣太政官符と呼ばれる形式がある。いま、九条家本『延喜式』の紙背に収められた、生の官符で示すと次のようになる（引用関係は鍵括弧で示す）。

太政官符 民部省

収_二献四天王寺_一、応_二班給_一位田井口分田事

合田二百七十町 夾名帳一卷

右、播磨国解備、「依」太政官去神護景雲三年六月十五日符、献「四天王寺田替」、収「人々位田」、班「給百姓口分」者。被「右大臣宣」備、「奉」勅、宣「遣」彼国守正四位下佐伯宿禰今毛人、「令」班「給上」者。省宣「承知、依」勅施行。符到奉行。

從五位下左少弁小野朝臣石根 左大史正六位上会賀臣真綱
宝龜四年二月十一日

問題は、この「被」右大臣宣「備、奉」勅」という表現である。この文書では、右大臣が天皇の勅を奉わり、弁官に宣して太政官符を作成し、さらに下したことになる。こうした議政官の宣を上宣といい、奉勅型と非奉勅型がある。

それでは、このような型式の太政官符の原形はどこに求められるのであろうか。

奉勅上宣官符の初例は、『類聚三代格』巻十、供御事に収められる次のものである。

太政官符

中宮職供御物事

右、右大臣宣備、奉勅、自今以後、准「供御物」供奉。

天平十年十月七日

しかし、これ以降しばらくの間は見えず、天平勝宝元年（七四九）の大納言藤原仲麻呂の宣による五通の（奉勅）太政官符まで見えない。⁽²⁵⁾一例をあげれば次のような書き出しである。

天平勝宝二年五月十日太政官符（天平勝宝二年五月十一日治部省牒所引）
〔大日本古文书〕三一三九三頁〕

被「大納言從」二位藤原朝臣仲麻呂宣「備、奉」勅、……

この時期、左大臣橘諸兄・右大臣藤原豊成・大納言藤原奈弓麻呂がいたが、仲麻呂は彼らを抑えて宣者となった。ところが、彼が紫微内相となり、乾政官（太政官）を掌中にした後には仲麻呂の宣が見られなくな

る。その後、道鏡政権下では、藤原永手と吉備真備が宣者となり、光仁朝では宣者が短期間の内に交替を繰り返すようになる。

このような宣者の変点について、早川は、当初仲麻呂が宣者を独占したのは紫微令としてであり、彼が権力を掌握すると宣者となる必要性がもはやなくなり、光仁朝になって上宣制が成立したと見た。⁽²⁶⁾

また、吉川真司氏は、九・十世紀の儀式における上卿と宣者がよく一致することから、このことを八世紀に遡らせることができると考え、上宣は筆頭公卿の宣を中心とするとし、議政官組織が弱体化した称徳朝の初頭頃に上宣制が成立したと結論づけた。また、仲麻呂の上宣が突然現れた理由については、上位の議政官を押さえて宣者になったことを表すためだとする。⁽²⁷⁾

一方、森田悌氏は、奏請制について検討したうえで、律令制成立期から上宣制は存在したが、官符類に表記されないだけであるとする。⁽²⁸⁾

そこで、本稿で注目したいのは、「右大臣宣備、奉」勅」に似た表現が、中国にみられることである。九世紀の書儀類や宰相経験者の奏状にもみられるが、ここでは開元二十一年（七三三）から同二十四年まで宰相を務めた張九齡『唐丞相曲江張先生文集』に着目しよう（以下『曲江集』）。この文集は、天皇への「勅日本国王主明樂美御徳」が含まれることでも著名である（巻十二）。その巻十三には次のようにある。⁽²⁹⁾

論「東北軍未」可「輕動」状

右、高力士宣、奉勅、張守珪所「進送」突厥生口、具問「知委曲」、故令「劉思賢去」者。臣等伏以、北虜凶狡、誠亦難「保」其心、然陛下以「恩沢」懷柔、歲月已久、使「彼豺武、頓改」頑暴、以「難」信、信然不「虚」。何者、昨李佺使回、虜亦具云「東下」、中間或言「難」信、至「今果如所」説、即是輪「誠於國」、未「有」他詐。且契丹等翻覆、或往或來、今其東討、雖「未」稟「命」、在「於夷狄」、亦不「可」責「於常理」、若因而屠之、亦便除「患」。陛下先有「聖料」、以為如「此」、臣等

常窃思之、固非_レ所_レ及。今其来也、若契丹等偶勝、北虜勢衰、因而乘之、滅_二其大半_一。審料必取、始可_二決行_一、事若不_レ然、而軍將妄動、徒結_二大隙_一、亦不以_レ信、為_レ國生_レ患、莫_レ甚_二於此_一、臣伏_二在_二邊諸將_一、苟利_二一軍_一、便即行之、以邀榮賞、不_レ思_二遠計_一、誠是大失。今劉思賢往、望將_二降書_一、処_二分守珪_一、必為_二遠圖_一、無_レ得_二妄動_一、切納諸將、使_レ知_二聖心_一。縱虜庭聞之、尤彰_二天沢_一、未_レ審_二可否_一、謹録_レ狀奏聞。

宦官として名高い高力士が玄宗の勅を奉わって下問した。そこで「臣等」がその内容を審議して奏状を作成した。九齡は宰相として、この奏状を執筆したことになる。もう一つ示そう。同卷十三には、

賀_二張待賓奏克捷_一狀并御批

右、高力士宣_二示_二臣等張待賓表_一。臣等前因_二奏事_一、親承_二聖旨_一、懸_二料数月_一、当_レ有_二捷書_一。及_二此使至_一、皆如_二睿略_一。但狂胡背誕、困_二逼軍州_一、凶力固已困窮、辺城一_レ無_レ所_レ損。臣等伏料_二此賊_一、早是破傷、大衆遠来、踰_レ月乃去、馬羸則多死、人苦則計_レ生、本是烏雜之徒、足_二徵破亡之漸_一、此皆皇威遠響、氛祲坐銷、豈伊辺人、所_レ能自保、臣等幸忝_二樞近_一、承_二奉聖謀_一、辺捷有_レ符、不_レ勝_二慶悅_一、謹奉_レ狀陳_レ賀以聞。仍望宣_二付史館_一。謹奏。

御批、狂賊遠来、無_二能支久_一、果自奔_レ北、不_レ擾_二辺人_一、豈朕見_二之明_一、在_二大臣良算_一。所謂宣_二付史館_一者依。

とある。高力士が上表を「宣示」し、「臣等」が賀意を状にまとめて奏上している。また、この奏状の末尾には、「御批」、すなわち玄宗の意見が書き込まれてもいる。「宣」が使用されていることからすれば、勅に類する文言がなくても、上表の提示は玄宗の意に基づくものなのだろう。筆者は、先に「陰の主語」について説明した。中国の人々にとって宣旨といえ、勅の表記がなくとも、それが皇帝の命であることは明白

だった。しかし、予備知識のない日本人がこのような文書を見た際、宣を単に「宣べる」の意味に理解した可能性がある。あるいは、宣旨や宣が天皇固有ではなくなった理由に、このような中国と日本の意識の違いが関係しているのかも知れない。

また、卷十四には、高力士が勅を宣して、賊徒の敗走を「臣等」に示し、彼らが賀意を謹奏すると、玄宗が批答を書き込んでいる。

賀_二賊蘇祿遁走_一狀并御批

右、高力士宣_レ勅、示_二臣等曹待仙奏狀_一、知_二蘇祿遁走_一、入_レ山出_レ界者。四鎮懸遠、比被侵逼、將士用命、雖_レ有_二誅鋤_一、凶徒尚多、日有_二抄掠_一、兵疲矢尽、為_レ弊亦深。今自奔亡、誠是震懼、聖威無_レ遠、氛沴坐銷。又北庭救_レ兵、當時回旆、不_レ費_二軍廩_一、事且無_レ憂。吐蕃縱突西行、蘇祿不_レ得_二相應_一、其敗可_レ必、又無_レ可_レ憂。辺等且寧、不_レ勝_二慶慰_一。謹奉_レ狀陳_レ賀以聞、謹奏。

御批

朕以_レ信撫_レ遠、蕃故当_レ順以歸命、去_レ順為_レ惡、天何容_レ之、力屈計_レ窮、果自奔散、卿等料_二其後事_一、亦以_レ当然。所_レ賀知。

結論から言えば、日本の（奉勅）上宣太政官符の書き出しと同じ、ないし近似している文言があることから見て、筆者は、日本の（奉勅）上宣太政官符は、宰相の奏状中の文言を模したのではないかと考える。中国には皇帝を中心とした各種の合議が存在したが、かつて筆者は、日本の太政官の合議は唐の政事堂（中書門下）での宰相合議に、そして日本の論奏は、書式としては唐の抄奏式および発日勅の影響を受けているものの、宰相合議の結果を記した奏状の影響が強いことを示した。

そのことを念頭に置けば、宰相が任期中に「臣等」と複数形で書いた奏状は、政事堂の合議の結果を記したものである可能性が高い。したがって、少なくとも先の九齡の奏状のいくつかは、政事堂合議での宰相

の合議結果を皇帝に奏上したものであると推測できる。そして、その宰相合議が開催される契機として、「高力士宣、奉^レ勅」「高力士宣^レ勅」などがあるように、玄宗の命が伝えられたことになる。

ただし、ここに見える高力士は著名な宦官である。また、卷十四には、宦官・牛仙童の「宣^レ勅」(賀突厥小可汗必是傷死状)、宦官・林招隱の「宣^レ勅」(賀聖料突厥必有亡徵其兆見状)も見える。⁽³⁷⁾ 皇帝と政事堂を結んだ使者がすべてが宦官であったと現段階では断言できないが、少なくとも宦官が内廷と外廷の間を情報伝達のために往復していたことが確認できることになる。

日本の場合でも、平安時代には天皇の居所から離れた場所に議所(宣陽殿)や陣が設けられたから、奉勅の場合には、上卿が天皇のもとに出向いて命令や意向を奉わり、会議場所に赴いて会議を先導し、必要に応じてその結果を天皇に報告、あるいは裁可を求め、その結果を弁官に伝達した状況が想定できる。情報伝達における宦官の役割を、日本では上卿が果たしたのではないか。こうした日唐の相違は、日本の内廷と外廷が、中国ほどはっきりと分かれていなかったことを背景としているのである。⁽³⁹⁾

一方、奈良時代の議政官合議がどこで行われたのか明確ではないため、厳密には天皇と議政官の間で、どのように情報伝達が行われたのかという点は明らかではない。⁽⁴⁰⁾ しかし、太政官符に宣者が見られるようになる奈良時代後期には、平安初期と同様な状況が想定できるのではなからうか。筆者は、文書の書式のみならず、太政官の合議方法にも中国の影響が見られると推測する。

日本で内侍と言えは内侍司ないし女官を指すが、中国では宦官のことである。宦官の伝宣が中国における「内侍宣」なのである。日本では内侍宣のように、女官が天皇の命令を伝えたことが知られている⁽⁴¹⁾が、女官に内侍という官職唐名を宛てた理由は、天皇に近侍しただけ

でなく、天皇の命を伝達する役割を担っていたという点にも求められるであろう。宦官は日本に継受されなかったために、これまで日唐の比較研究はほとんど存在しないが、その機能の継受については、今後検討する必要がある。

それでは、仲麻呂の時期から、なぜ、奉勅上宣官符が本格的に現れるようになったのであろうか。ここで中国の例を見てみよう。『唐会要』卷五十一、中書令には、⁽⁴²⁾

至徳二載三月、宰相分直主^三政事執筆、每^二一人^一知^二十日^一。至^二貞元十年五月八日^一、又分^レ每^レ日^一一人執筆。

とあり、至徳二年(七五七)三月、政事堂の執筆(秉筆)は宰相一人につき十日とし、貞元十年(七八五)には、日ごとに代えるようになったとする。この執筆が日本の上卿に相当するのだろう。先に見た九齡の奏状は、彼が執筆であったことを示していることになる。

また、執筆を宰相に分担させるようになった理由は、『資治通鑑』卷二百一十九、唐紀三十五に見える。⁽⁴³⁾

初、李林甫為^レ相。諫官言事皆先白^二宰相^一、退則又以所^二言白^一之。御史言事須^二大夫同署^一。至^レ是、勅^レ尽革^二其弊^一、開^二諫諍之塗^一。又令^三宰相分^二直政事筆^一、承旨^一、旬日而更、懲^二林甫及楊國忠之專權^一故也。

張九齡を追放した李林甫や楊貴妃の一族に当たる楊国忠の専権の弊に懲りて、政事堂での宰相の執筆や受勅は、十日ごとに交替させるようになったとする。⁽⁴⁴⁾ 裏返して言えば、至徳以前は、基本的に権臣ないしもっとも力の強い宰相が執筆を独占していたことになる。

ここで日本に目を転じたとき、仲麻呂の時期に上宣官符が継続的に出現したことは誠に象徴的であろう。彼が唐風化を推し進めたことはよく知られているが、⁽⁴⁵⁾ 上宣制の出現もその一つの表れではなからうか。

また、仲麻呂の没落後、議政官の間で上宣者が一人の人物に集中しな

くなり、光仁朝からは短期間で交替するようになった理由も、中国における執筆の交替制の出現と軌を一にする。おそらく唐制に倣ったのではなからうか。ここに唐と同様、藤原仲麻呂の専権に対する反省があったとみることもできるだろう。これまでも、上宣制の出現と宣者の交替制について、仲麻呂との関係が指摘されてきたが、この点を日唐の比較の面からも補強できることになる。

それでは、上宣制の実質的なはじまりをどう考えるのか。もちろん、史料がなく不明としか言いようはないが、天皇と議政官の間を往復して意思の伝達を行い、さらに太政官会議を主導して、議案をまとめる役割を担った人物（後の上卿）は、律令制当初から必要であろう。換言すれば、その役割が特定の人物に固定化されていたため、あるいはその人物の名を明示する習慣がなかったのではないか。仲麻呂以前に上宣が見えない理由は、のちの上卿に当たる人物がいなかったのではなく、それを明示する必要性を認めなかった可能性を考えておきたい。

② 綸旨

1 中国の綸旨

日本の古文書学には、綸旨と呼ばれる文書様式がある。この点は、後に説明することになるが、中国にも綸旨と呼ばれるものが存在する。そこで、まず、中国の綸旨について考えてみよう。

中国での綸旨は、『隋書』『旧唐書』などの正史、また『唐六典』などの法制書には基本的には登場しない。しかし、「綸」とは、「綸言汗の如し」と称されるように、皇帝の命令を指す語である。

唐代では、皇帝の命は、公式令に規定されていた。『唐六典』卷九、中書省、中書令には、七つの王言が規定されている。

冊書・制書・慰勞制書・発日勅・勅旨・論事勅書・勅牒。

この中に、綸旨は見えない。一方、綸旨が見えるのは、個人の文集もあるが、仏教関係に多く見えるように思われる。いくつか事例をあげておく。

「大慈恩寺三藏法師伝」卷八⁽⁴⁷⁾には、次のようである。

勅曰、大慈恩寺僧玄奘所_レ翻經。論、既新翻訳、文義須_レ精、宜_レ令_乙太子太傅尚書左僕射燕国公子志寧、(中略)中書侍郎杜正倫等、時為_二看閱_一、有_下不_二穩便_一、_上、即隨_レ事潤色_甲。若須_二學士_一、任_二量追_一三兩人。罷_レ朝後、勅遣_二内給事王君德_一來_二報法師_一云、師須_二官人_一助_二翻經_一者、已處分于志寧等令_レ往、其碑文朕望_二自修_一、不_レ知_レ称_二師意_一不_レ。且令_二相報_一。法師既奉_二綸旨_一、允慰_二宿心_一、当_二對使人_一悲喜、不_レ覺_レ涙_レ流襟袖。翌日、法師自率_二徒衆等_一詣_二朝堂_一奉_レ表陳_レ謝。表文失。

太宗が翻經に協力し、みずから碑文を造ることの可否を三藏に尋ねた後、「法師、既に綸旨を奉わり、宿心を允に慰む」とあるから、綸旨とは勅命のことである。

『貞元新定訳教目録』⁽⁴⁸⁾所引「大聖文殊師利菩薩仏利功德莊嚴經」

大聖文殊師利菩薩仏利功德莊嚴經一部三卷并宝鈿函

右、不空、先奉_二綸旨_一、令_レ訳_二此經_一。天恩曲臨、並已成弁。參_二校唐梵_一、詳定_二言音_一。

不空が「綸旨」を奉わって『大聖文殊師利菩薩仏利功德莊嚴經』を漢訳したとある。以上から、「綸旨」とは皇帝の命令を指したことが確認できる。

一方、後者のような翻經の場合でも、王言の様式名を記す場合もあり、それはほとんどは奉勅の牒ないし勅牒で下された⁽⁴⁹⁾。勅牒は、王言七種のうちもつとも下位にあり、『唐六典』卷九、中書省、中書令には、

七曰、勅牒、隨_レ事承_レ旨、不_レ易_二旧典_一則用之。

と見え、旧事を変えない場合、すなわち、小事に用いられた⁽⁵⁰⁾。

以上をまとめると、中国の綸旨は王言であるが、公式令に規定されるような具体的な様式ではなく、綸言などと同じく、皇帝の命令を表す普通名詞であったと推測される。それでは、なぜ、仏教関係に比較的多いのであろうか。それは、僧侶や仏教関係者にとって、個別具体的な王命の様式は重要ではなく、それが王命に基づいたことを表せばこと足りたからであろう。また、文章上、勅や詔の反復表現を避けるための言い換えであったとも推測される。

2 日本の綸旨

日本では、撰関期以降、綸旨という文書が頻出するようになり、中世には全盛を迎えることになる。古文書学では、藏人が天皇の意を奉じて、藏人が直接自分で記す文書と定義される⁽⁵¹⁾。

現存する文書としての綸旨は、寛仁三年（一〇一九）のものが最古であるが、古記録には、綸旨ということばは頻出し、十世紀後半まで遡ることが明らかにされている⁽⁵²⁾。

しかし、綸旨という語自体の使用はさらに遡って確認できる。管見のかぎり、もともと古い使用例は次の官符にみえるものである。

『類聚三代格』卷十二、隱首括出浪人事

太政官符

応^三京職畿内七道諸国括^三部内浮宕百姓^三事

右、伊勢国司解僞、当土之民浮^三宕部内、差科之日徭夫数少。仍

仰^三諸郡^三精加^三檢括、或罔^三除^三帳、或詐^三死^三棄^三名、被^三驅^三王^三臣家

之^三莊、徒免^三課役之^三務。今加^三訪^三捉、多獲^三隱^三首。除^三帳^三之人以為^三

立^三還、詐^三死^三之民以為^三括^三出。並悉編^三附^三本^三籍、已^三訖。但詔^三諛^三之徒詐

冒^三貫^三屬。尋^三勘^三籍^三帳、既^三不^三合。雖^三加^三推^三詰、猶^三稱^三土^三民。仍^三勒^三

歷^三名、具^三載^三別^三卷^三者。内^三大臣^三宣、奉^三勅、今^三掇^三解^三狀、益^三口^三將^三千、

所^レ輪調庸有^レ倍^三常載。国宰之委理合^レ如^レ此。諸国史豈不^レ効哉。
宜^下特存^レ心^三檢括^一准^中伊勢国司^上。事是^三綸旨^一。勿^レ有^三疎漏^一。

宝龜十一年十月廿日

浮浪した人々を現地の戸籍に編付することを命じた奉勅上宣太政官符であるが、最後に「事是れ綸旨。疎漏有ることなかれ」と見える。これによく似た「事是れ勅旨」に類する文言は『類聚三代格』などに散見されるから、「綸旨」が勅と同等の王言であったことがわかる。

『類聚三代格』卷四、加減諸司官員并廢置事

太政官謹奏

(中略)

以前、伏奉^三今月十五日詔書^一、七衛府雜任已下、員伍稠疊、宜^レ從^三減省^一、卿等評議定^レ數奏聞者。伏奉^三詔書^一如^レ右。官職之設、固嫌^三殷繁^一、宣導之方、唯務^三簡要^一。是以隨^レ時損益、權宜弛張、聖詔所^レ及。冠^三絕古今^一、臣等不^レ揆^三淺近^一、濫叨^三周行^一、伏膺^三綸旨^一、敢以斟量、戰慄之誠、百^三倍恒品^一、臣等商量具如^三前件^一。謹錄^三事狀^一、伏聽^三天裁^一。謹以申聞謹奏。

大同三年七月廿日

聞

平城天皇が衛府の官員の減員を命じ、その詳細については議政官に委ねる旨の詔を下したことに對して、議政官は減ずる人数を具体的に協議して、論奏により天皇に奏上し、それを裁可したものである。こうした官符類については、かつて天皇諮詢型太政官奏と名付けたことがある⁽⁵³⁾。

ここでは、「伏して綸旨を膺けて」とあるが、これは、「今月十五日詔書」のことを指している。綸旨とした理由は、詔書・聖詔のように複数回の「詔」という表現を繰り返したため、重複を防ぐ目的であったと考えられる。

綸旨ではないが、『新撰万葉集』卷上、序文には、⁽⁵⁴⁾

於是、奉_レ綸_二綸_一、綜_レ續_一之外、更_レ在_二人口_一、尽_レ以_レ撰集、成_二數十卷_一と見える。『新撰万葉集』巻上は、寛平五年（八九三）九月、菅原道真が宇多天皇の命により編纂したものであるが、ここには「綸_二綸_一」を奉_レわつて、撰集したことが見える。綸に詔勅の意味があったことがうかがえる。以上のように、もともと論旨とは詔・勅いずれの場合にも代用できる王言を広く指すことは、普通名詞であったことがわかる。この点は中国の事例と同様であった。

それでは、どのようにして論旨という語が日本に伝来したのであろうか。その点を明確に示すことは、現在のところ困難である。しかし、手がかりはある。まず、弘仁十一年に成立した、最澄『顕戒論』巻下、開_レ示_二山中大乘出家為_レ国常_二轉_一大乘_一明_レ処_上 四十四₍₅₆₎をあげよう。

僧統奏曰、又太政官去延曆二十五年正月二十六日符備、被_二右大臣宣_一備、奉_レ勅、準_二十二律_一、定_二度者_一数。受戒之後、皆_レ令_レ先_レ誦_二誦_一律_二二条_一。通_二七以上_一者、依_レ次_レ差_レ任_レ者、立_レ義・複_レ講・諸_レ国_レ講_レ師。雖_レ通_二本業_一、不_レ習_二戒律_一、不_レ聽_二任用_一者、謹_レ依_二勅旨_一、施行_レ久矣。加以、年分度者、本_レ為_レ鎮_レ国。故_レ於_二宮中_一、歲_レ初_レ令_レ度、三_レ司_レ共_レ會、簡_二取_レ才_レ長_一。乃_レ受_レ戒_日、省_レ寮_レ同_レ集、勘_二會_一本_レ籍。而_レ今_レ言_レ在_レ山_レ獨_レ令_二出家_一、亦_レ与_中大_レ戒_上者、既_レ毀_二先_レ帝_レ之_レ綸_旨。亦_レ侮_二如_レ來_レ之_レ制_レ戒_一。已_レ上_レ奏_レ文。

（中略）
然則、円宗三学、不_レ絶_二本_レ朝_一、先_レ帝_レ御_レ願、永_レ伝_二後_レ際_一。夫_レ台山五寺、山_レ中_レ度_レ人。中_レ使_レ簡_レ択、更_レ無_二偷_レ濫_一。況_レ我_レ千_レ年_レ之_レ君、移_二出_レ家_レ於_レ叡_レ山_一、授_二弘_レ戒_レ於_レ叡_レ嶺_一。竊_レ以_レ、退_レ山_レ住_レ臣_レ者、深_レ破_二先_レ帝_レ之_レ綸_旨。山_レ学_レ山_レ度_レ者、何_レ亦_レ侮_二如_レ來_レ之_レ制_レ戒_一也。

最初の論旨は、僧綱が年分度者にかかわる延暦二十五年正月二十六日符（弘仁治部格に収録）を引用し、大乘戒壇による年分度者が比叡山で

独自に出家していることを批判したことに関して、「既に先帝の論旨を毀つ」としている。この論旨は、先の奉勅を経た延暦二十五年官符を指している。

二度目の論旨は、最澄の主張で、延暦寺の年分度者の正統性を論じ、天台の度者の排除を行うことは、「深く先帝の論旨を破る」と反駁している。これも、延暦二十五年官符を指している。

一方、最澄は、『顕戒論』の中で、しばしば『不空三藏表制集』₍₅₆₎を用いているが、その巻三には、

凡_レ得_二梵_レ本_レ瑜_レ伽_レ真_レ言_レ經_レ論_一五百_レ余_レ部_一、奉_二為_レ国_レ家_一詳_レ訳_二聖_レ言_一、広_レ崇_二福_レ祐_一。天_レ宝_レ五_レ載_レ却_レ至_二上_レ都_一。奉_二玄_レ宗_レ皇_レ帝_レ恩_レ命_一、於_二内_レ建_二立_レ道_レ場_一。所_レ齋_レ梵_レ經_レ尽_レ許_一翻_レ訳。及_二肅_レ宗_レ皇_レ帝_レ配_二天_レ繼_レ聖_一、特_レ奉_二綸_旨、於_二内_レ道_レ場_一建_二立_レ護_レ摩_レ及_レ灌_レ頂_レ法_一。

とあり、不空が「特に論旨を奉わり、内道場に護摩及び灌頂を建立す」との表記がある。ちなみに内道場の影響を受けて、空海が宮中真言院を造ったことはよく知られている。₍₅₇₎そして空海が「表制集」を将来していたことは、「僧空海請来目錄」₍₅₈₎に「大唐大興善寺大弁正大広智三藏表答碑六卷」と見える。

さらに、先に示した『貞元新定訳教目錄』は、貞元十五年（七九九）に徳宗の命によって編纂が開始され、翌年に完成した經典目錄で、入唐僧をはじめ当代僧侶の必見の目錄であった。最澄は在唐中に論旨を知った可能性のみならず、手持ちの史料のなかにも唐代の論旨の語を含んだものが存在していたことが確かめられる。

もちろん、宝龜十一年（七八〇）官符にすでに論旨は見られるから、最澄や空海が初めて採用した訳ではない。しかし、入唐僧が論旨という用語を受容し、広めた可能性は十分考えられるのではなからうか。

筆者は、前稿で、教・誥・帖などの中国の文書様式が入唐僧によってもたらされ、それが元になって意味内容が換骨奪胎され、取捨選択を経

ながら、中世的な文書名式に発展した可能性を示したが、繪旨についても僧侶の関与が濃厚であると考えられる。当初の繪旨には、天皇の命という以外の意味はなく、藏人による奉書という機能は後々付加されたことになる。

それでは、なぜ、十世紀の後半になって、天皇の命を藏人が奉じる繪旨という新たな機能を持つ「繪旨」が成立したのであろうか。その点を現時点で明確にすることは難しいが、日本の場合、天皇のみが旨旨を使用した訳ではなかったことは、一つの示唆を与えてくれるかも知れない。つまり、天皇のみの旨旨という意味から「繪旨」が派生したと考えるのである。もちろん、今後の研究に俟つ部分は大きいですが、一つの可能性として提示しておきたい。

おわりに

中国における旨旨は、皇帝の口頭表現を強調する王言であったが、日本では、中国制に範を取り、天皇の口頭に用いる語として大宝令当初に導入された。しかし、天皇固有という意味合いは次第に薄れ、口頭との関係のみが機能として残されたが、高麗では、中国からの制約を受けなにかぎり、王言としての機能が残されることになった。

この現象はそれぞれの国情を誠によく示している。日本では、中国の礼制から比較的自由であったため、公式令に詔や勅などの王言を継受することに変わった。そのため王言としての旨旨ではなく、口頭との親和性が高い機能を残したのであろう。換言すれば、律令制の成熟にともなう文書行政が敷衍化するなかで、前代以来の口頭の機能を旨旨に託したとみることも可能である。

一方、高麗では、中国王朝による礼の制約があり、朝鮮三国および統一新羅時代には、王言に教を用いていた。また、高麗初期には詔を用い

た時期もあったが、北宋との事大関係からまもなく教へと変更された。旨旨についても、中国王朝（元）との関係から名称を変更したことは先に示したとおりである。ことによると、中国の公式令に規定された詔や勅などの王言を回避するために、高麗では中国令に規定のない旨旨（聖旨）を王言として使用した可能性もある。中国における旨旨の機能のうち、高麗では口頭ではなく、王言の機能を強く継受した理由は、中国との礼制との関係に求めることができるのかも知れない。

繪旨も、中国では皇帝の命という意味の普通名詞であったが、それが入唐僧などを通して日本へもたらされた。当初は、単に天皇の命という意味であったが、後にその機能は変化を加えられながら中世文書に転化したと考えた。文書の名称はそのままに、機能が変化、あるいは付加されたことは、前稿で述べた御教書と軌を一にしている。あくまで中国の名称にこだわったことは、唐物と同じく、日本文化の規範が中国にあったことをよく示している。

こうした新たな文書が出現した背景には、日本の社会が成熟するなかで、公式令の文書様式だけでは不十分となり、その欠を補うために、中国の文書名に、新たな機能を付して転生させる試みが営々として続いたことが見て取れる。そのいくつかは生き残り、中世社会で重要な役割を果たすようになるのである。

残念ながら、中国・朝鮮以外の東アジアの国々については、十分な検討ができなかったが、今後補填に努めたいと考えている。

註

- (1) 黒板勝美「古文書学概論」〔虚心文集〕六、吉川弘文館、一九四〇年
- (2) 相田二郎「旨旨」〔日本の古文書〕岩波書店、一九四九年
- (3) 佐藤進一「新版 古文書学入門」〔法政大学出版局〕二〇〇三年、旧版一九七一年
- (4) 早川庄八「旨旨試論」〔岩波書店、一九九〇年〕。以下、とくに記さないかぎ

り、早川の見解はこれによる。

- (5) 早川庄八『日本古代官僚制の研究』（岩波書店、一九八六年）
- (6) 近年の代表的な成果として、筆者の責任編集になる吉村武彦ほか編『古代史をひらく 文字とことば』（岩波書店、二〇二一年）をあげておく。
- (7) 川尻秋生『九世紀における唐制受容の様相』（『日本史研究』六六七、二〇一八年）
- (8) 三上喜孝「文書様式「牒」の授受をめぐる一考察」（『山形大学歴史・地理・人類学論集』七、二〇〇六年）
- (9) 以下、中国の正史は中華書局標点本による。
- (10) 中村裕一「口宣」（『唐代制勅研究』汲古書院、一九九一年、同「宣」（『隋唐王言の研究』汲古書院、二〇〇三年）
- (11) 矢木毅「高麗王言考」（『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会、二〇〇八年）、川西裕也「朝鮮初期における官教文書様式の変遷」（『九州大学人文学叢書』五、朝鮮中近世の公文書と国家』九州大学出版会、二〇一四年）
- (12) 西南師範大学・高麗史標点校勘本（人民出版社、二〇一四年）による。ただし、鍵括弧は筆者が補った。
- (13) 川尻前掲論文
- (14) 川尻前掲註（7）論文
- (15) 相田前掲書
- (16) 佐藤前掲書
- (17) 土田直鎮「内侍宣について」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年）
- (18) 鈴木茂男「宣言考」（『古代文書の機能論的研究』吉川弘文館、一九九七年）、五味文彦「宣言類」（『日本歴史』四一七、一九八三年）などに引き継がれた。
- (19) この勘文の一部は、天然痘の対処法を諸国に命じた『類聚符宣抄』第三、疾疫、天平九年六月二十九日太政官符に取り入れられているので、まったくの虚構でないことが確かめられる。
- (20) 今江広道「宣言」（『日本古文书学講座三 古代編二』雄山閣出版、一九八四年）
- (21) 吉川真司「奈良時代の宣」（『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年）
- (22) 『大日本古文书』四、二四六頁）
- (23) 中村裕一前掲論文
- (24) 川尻秋生「弘仁格抄」の特質」（『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年）。転写に際して、書き落とした可能性もあろう。
- (25) この官符に宣者がみられる理由について明確なことは不明であるが、天平十年官符は貞観・延喜格で言えば、臨時格に当たるもので、広く世に知らしめる必要のないものである。あるいは正倉院文書にも見られるような、物品を調達する天皇の口頭による命令が、法令の元になったのかもしれない。
- (26) 早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」（前掲『日本古代官僚制の研究』）
- (27) 吉川真司「上宣制の成立」（前掲『律令官僚制の研究』）
- (28) 森田悌「奏請制度の展開」（『日本古代の政治と地方』高科書店、一九九八年）
- (29) 開元二十一年十二月に中書侍郎同中書門下平章事、同二十二年五月に中書令、同二十四年十一月に罷免。
- (30) 中国古典文学基本叢書『張九齡集校注』（中華書局、二〇〇八年）による。なお、一部表記・句点の位置を改めた箇所がある。
- (31) 『張九齡集校注』は開元二十三年秋のこととする。
- (32) 『張九齡集校注』は開元二十三年のこととする。
- (33) 『張九齡集校注』は開元二十四年のこととする。
- (34) 中国での御前会議については、松本保宣『唐王朝の宮城と御前会議』（見洋書房、二〇〇六年）参照。
- (35) 政事堂会議については、川尻秋生『日本古代における合議制の特質―畿内政權論批判序説―』（『歴史学研究』七六三、二〇〇三年）。なお、中国での研究として、謝元魯『唐代中央政權決策制度』（天津出版社、一九九二年）、劉后浜『唐代中書門下体制研究』（齊魯書社、二〇〇四年）も参照。
- (36) 川尻前掲註（35）論文
- (37) 『張九齡集校注』は開元二十三年冬のこととする。
- (38) 『張九齡集校注』は開元二十三年のこととする。
- (39) 東野治之「内廷と外廷―宮内省の性格を中心として―」（『長屋王木簡の研究』塙書房、一九九六年）、古瀬奈津子「内廷」と「外廷」―日本古代史における「内廷」と「外廷」概念再検討のために―（『日本古代の王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年）
- (40) 川尻秋生「陣定の成立」（吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四年）
- (41) 土田前掲論文。吉川真司「律令国家の女官」（前掲『律令官僚制の研究』）。
- (42) 上海古籍出版社標点本による。
- (43) 中華書局標点本による。
- (44) 『唐会要』卷五十三、雜録に、
貞元九年七月、詔「宰相以「句秉筆決」事。初、至德中、宰相迭「秉筆」処断、毎「十日」一易。及「賈耽・趙憬・陸贄・盧邁、同平章政事、百寮有司問白、相讓不「言」。於是奏議、請「句秉筆者」出之。其後、又請「毎「日更」秉筆、迭以「心」事。」

- 大きいのだろう。
- (45) 藤原仲麻呂政権の特徴については、岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、一九八七年)参照。
- (46) 中華書局標点本による。
- (47) 「大慈恩寺三藏法師伝」(「大慈恩寺三藏法師伝 釈迦方誌」中華書局、二〇〇〇年)
- (48) 「貞元新定訳教目録」(「大正新脩大藏經」No.二二五七)
- (49) 経典の漢訳については、船山徹『仏典はどう漢訳されたのか』(岩波書店、二〇一三)参照。
- (50) 中村裕一「勅牒」(前掲『隋唐王言の研究』)
- (51) 佐藤進一「繪旨」(前掲『新版 古文書学入門』)
- (52) 古瀬奈津子「繪旨の成立」(『法制史研究』五五、二〇〇五年)
- (53) 川尻前掲註(7)論文
- (54) 『新編国歌大観』二 歌集編による。
- (55) 日本思想大系四『最澄』(岩波書店、一九七四年)による。
- (56) 「代宗朝贈司空大弁正広智三藏和上表制集」(「大正新脩大藏經」No.二二二〇)。唐代の僧として著名な不空三藏(七〇五〜七七四)の文集で、弟子の円照が八世紀末頃に全六巻としてまとめた。『不空三藏表制集』については、久曾神昇編『不空三藏表制集 他二種』汲古書院、一九九三年)を参照した。
- (57) 『続日本後紀』承和元年十二月乙未条
- (58) 「僧空海請来目録」(『平安遺文』四三三七号文書)
- (59) 川尻前掲註(7)論文。なお、唐公式令では、親王・公主が用いる様式が「教」である。

(早稲田大学文学学術院 教授)
(二〇二二年一月二日受付、二〇二三年三月三十一日審査終了)

Senji and Rinji: Perspectives on East Asian Comparative Paleography

KAWAJIRI Akio

In this paper, a comparison is made between Japanese and Tang Dynasty documents regarding the “宣旨 Senji” and “綸旨 Rinji”. The author, feeling the need for an East Asian paleography, has been examining documents of a style not stipulated in official Japanese decrees, and this paper is a continuation of that effort. The word “ Senji” originated in China and was stipulated in the Taiho ordinance as a term used for the emperor’s orals, but its meaning of being specific to the emperor gradually faded away, leaving only a relationship with the orals.

The “奉勅上宣太政官符 Houchoku-Jousen-Dajoukanpu” was a copycat of a letter of response from the prime minister to the emperor in the Tang Dynasty’s “政事堂 Seiji-dou” and may have been established under 藤原仲麻呂 Fujiwara -no-Nakamaro’s policy of Tang-style government.

On the other hand, “Rinji” was a common noun in China, but it was introduced to Japan through documents written by Buddhist monks who entered the Tang Dynasty and Buddhist documents. Initially, it meant only the emperor’s order, but later its function changed, and the function of the emperor’s order was added by “藏人 Kuroudo” to “奉書 Housho”, and it was considered to have been transformed into a medieval document.

Key words: Senji, Houchoku-Jousen-Dajoukanpu, Rinji, East Asian Comparative Paleography, Comparison of Japan-Tang